

I. 序言

当国では強盗事件などの凶悪犯罪が多発しており、邦人も多く被害者となっています。また、その手口も組織化・巧妙化していることから、より踏み込んだ安全対策を構築する必要があります。当館では、このような事態の予防のために全力で取り組んでおりますが、皆様自身の安全対策意識の高揚も欠かせません。

この手引きは、皆様がパプアニューギニアにおいて安全に生活して頂けるよう、また万一の事態において迅速・的確に対応して頂けるよう作成しました。本手引きを参考にさせていただき、常に落ちついて行動するよう心掛けてください。

なお、本手引きに関する質問や治安及び防犯についての相談、さらには被害に遭った場合の処置等については、大使館の領事・警備担当官へご連絡ください。

- ・ 在パプアニューギニア日本国大使館 領事警備班

Tel : 321-1800 (代表)

Fax : 320-0153

夜間、土日・祝日等休館日 (緊急時) : 7685-2319

E-mail : scej@pm.mofa.go.jp

- ・ 外務省ホームページ :

<http://www.mofa.go.jp>

- ・ 海外安全ホームページ :

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_075.html#ad-image-0

- ・ たびレジ (在外公館などから緊急時情報提供を受けられる海外旅行登録システム) :

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

- ・ 外務省電話番号 :

Tel:03-3580-3311 (代表)

- ・ 外務省領事局海外邦人安全課 :

Tel:03-5501-8160 (直通)

II. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 危険な場所には近づかない

当国での殺人、強盗（車両強盗含む）、強姦などの凶悪犯罪は、日本に比べると高い確率で時間・場所を問わず発生しています。特に下記に示す場所では、犯罪に巻き込まれる可能性を回避するために、細心の注意を払う必要があります。

- ・住居ゲート前
- ・横断歩道、交差点、道路の行き止まり
- ・野外マーケット
- ・ガソリンスタンドなど

(2) 多額の現金、貴重品は持ち歩かない

当国の人々は、外国人は多額の現金や貴重品を持っているという先入観があるため、犯罪のターゲットにされるケースも少なくありません。最近では、ATMで現金を引き出すところに狙いを付けたり、スマホを強引に奪い去ったりする事件も発生しています。

(3) 海外旅行傷害保険への加入

盗難・物損への備えはもちろん必要ですが、パプアニューギニアの医療整備は遅れているため、オーストラリア等国外への緊急移送が必要となるケースは決して珍しくありません。このような場合、費用として一千万円以上が請求されることがあります。また、日本の医療機関とは異なり、支払いが保証されていない患者は治療してもらえません。予め信頼できる保険会社と十分な補償額の契約をすることを強くお勧めします。

(4) 犯罪被害に遭った場合

どんなに注意をしても、犯罪に巻き込まれてしまう場合があります。ラスカル（武装強盗集団）の目的はほとんどが「物盗り」です。犯罪に使用される武器は、拳銃以外にも鉄パイプなどを加工して作った手製銃やブッシュナイフといった比較的入手しやすいものが多く、多人数で襲撃してきます。犯行時は、犯人側も興奮しているため、犯人の要求に応じないと苛立たせてしまい、危害を加えられる可能性が高くなります。万一、犯罪に遭遇してしまった場合は、その目的が主に「物盗り」であることを踏まえ、生命の安全を第一に考えて無理な抵抗を避け、金品等は渡してしまった方が安全な場合もあります。後に警察へ被害届を提出する時のために、犯人の人数や人相・衣服などの特徴、車両ナンバー等を身の安全を第一に可能な範囲で記憶するなどし、冷静に行動しましょう。

2. 最近（2018年）の犯罪発生状況（一部のみ）

（1）1月上旬、ポートモレスビー市ゴードンズにあるレストラン駐車場で5人の賊がレストランの従業員を銃で発砲、殺害して現金を奪い逃走した。

（2）1月中旬、午前8時頃、ポートモレスビー市内で、カトリック司祭が武装した3名の強盗に銃で脅され、石で頭を殴られ車を奪われた。

（3）1月下旬、ポートモレスビー市内のガソリンスタンドで強盗を企てようとした5人の武装集団と警備員との間で銃撃戦が発生し、強盗のうち1名が死亡した。死亡した強盗はこれまでに強盗や殺人容疑のある人物であることが特定された。

（4）2月上旬、ポートモレスビー市6マイル周辺で10代の女性が歩いていたところ、5人の賊に襲われ近くの茂みに引きずり込まれた。近くを通過した車の運転手が気づき、警笛を鳴らし、周囲の住民が助けに駆けつけたため賊は逃走した。女性は無傷であったが、服を引きちぎられた。

（5）2月中旬、午後6時頃、ポートモレスビー市内スーパーマーケットで警備会社に勤務するフィリピン人どうしが口論になり、所持していた銃を発砲し1名が死亡した。フィリピン人容疑者は逮捕され警察に拘留された。

（6）3月中旬、ポートモレスビー市内の空港へのフリーウェイで、賊は道路の真ん中に車両を駐車して道路を遮断し、中国人女性の運転する車を停車させ、自家製の銃を女性に向けながら降りてくるように指示した。女性は車を反転させ高速で逃走を試みようとしたため、賊は女性の車に向け銃を2発発砲した。女性にけがは無し。

（7）4月中旬、午後6時頃、ポートモレスビー市内のゲレフ郊外で国連の女性職員がバス停から家に歩いて帰る途中、自家製の銃で武装した10代と思われる賊のグループに襲われ、仕事用のノートパソコンや私物を奪われた。周囲で見ていた数名の通行人が女性を助けようとしたため、賊は警告発砲をして現場から逃走した。被害女性にけがは無し。

（8）4月下旬、午後8時頃、ポートモレスビー市内で若い男性が警察に理由もなく嫌がらせを受け殴打された。警察は男性に暴行する前に服を脱がせたが、男性が自分の身を守ろうと抵抗したとして警察は男性に保証金として金銭を要求した。

（9）5月中旬、午後5時頃、ポートモレスビー内を走るPMVバスの車内で、最後の乗客であった若い女性がバスから降りようとした時に、PMV運転手と乗客が女性を誘拐しようとした。周囲の目撃者がたまたま近くにいた警察に通報し、PMVを停車させ運転手と乗客を逮捕した。

（10）6月上旬、午前8時頃、ポートモレスビー市ゴードンバス停周辺で10人の武装集団が通勤者を狙ってバックなどを強盗した。武装集団はナイフ及び自家製の銃で武装していた。事件は警察署の前で起こっていたが警察による介入はなかった。

（11）6月下旬、午前6時頃、ポートモレスビー市内のランナバウトで待機していた救急車が、強盗グループによって襲撃された。強盗グループは救急キットなどの医療機器及び私物を盗み逃走した。救急チームにけがは無し。

（12）7月中旬、午後9時頃、ポートモレスビー市内の交差点で車の故障を装い停車していた男が、男を助けようとして近づいてきた男性を騙して車を奪って逃走した。

(13) 8月下旬、午後4時頃、在留邦人が西ニューブリテン州キンベ市内の幹線道路沿いのマーケットにて、2人組のラスカルの被害に遭った。2人組のラスカルのうち、1人の男が銃を構えながら邦人の持っていたバックを渡すように脅し、もう1人の男が荷物を奪った。同邦人は現金、PC、銀行デビットカード等を盗まれ、その後2人組のラスカルは逃走した。

(14) 9月上旬、午前8時頃、武装した賊3名がポートモレスビー市内にある同事務所に押し入り、付近にいた所員に経理担当職員（アフリカ系）を名指し、その者の元へ連れて行くよう命じ、その後現金や携帯電話などを奪い逃走した。けが人の発生は無し。

(15) 9月中旬、午後1時頃、ポートモレスビー市ゲレフで1歳10ヶ月の幼児が誘拐された。その後軍による大規模な捜索と捜査が行われ、誘拐犯は逮捕され幼児は無事に保護された。

(16) 10月中旬、午後4時頃、在留邦人1名がミリンベイ州アロタウ市内で市街地から自宅に帰宅途中、20歳前後の男2人に声をかけられ無視して通りすぎようとしたところ、突然男がリュックに手をかけてきたので、リュックを手で抑えたところ、別の男が果物ナイフを振り上げて襲いかかってきたため、当該邦人が慌ててリュックから手を離れたところ、男2名はリュックを奪い逃走した。その後一部始終を見ていた現地の通行人が犯人を追いかけ、リュックを取り戻してくれた。所持品の被害及びケガは無し。

(17) 11月上旬、留邦人が勤務するポートモレスビー市内の事務所で空き巣被害が発生した。同施設の警備員が巡回していたところ、フェンスに梯子を掛けられ、事務所の窓ガラスが割られていることに気付き、職員が事務所内を確認したところ、パソコンやカメラなどが盗まれていた。

(18) 11月下旬、午後2時頃、ワイガニにあるPNG国会議事堂において、APECの期間中警備にあたった軍及び警察関係者への賃金一部未払いに起因する暴動が発生した。約300名の軍及び警察関係者が国会議事堂のガラス戸や車両の窓ガラスを割るなどして抗議の暴動を行った。後日賃金が支払われることが約束され、暴動は沈静化した。

(19) 12月下旬、午前9時頃、ジャクソンズ国際空港の国内線ターミナル内の手荷物検査場において、邦人旅行者が手荷物検査場の警備員から手荷物が4kgオーバーしているため超過料金を支払えと不当に金銭を要求された。警備員にATMまで連れて行かれ、現金を引き出すよう強く指示されたため、やむを得ずクレジットカードで現金をATMから引き出し、200キナ（約7,000円）を支払った。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

家屋侵入事件では、独立家屋や世帯数の少ない集合アパートが狙われることが多いようです。ただし、高層アパートであっても低層階や道路沿いに近い部屋では、被害が発生していますので、油断は禁物です。このため、警備員が常駐しており、防犯設備が完備された物件に入居することをお勧めします。

住居を選択する場合には、別紙第1の「住居選択時のチェックリスト」も参考にして対策を講じてください。

ここ数年、物価の上昇に伴い、賃料が割高になっています。しかしながら、安い物件では警備員、敷地内駐車場の確保などが限られた物件となるため、住居の選定には十分

な注意が必要です。

(2) 外出時

ア スリ、置き引き

- ・外出時はできる限り貴重品を持ち歩かず、長居は避けてください。
- ・貴重品を持ち歩く場合には必ず体の前面で保持し、ファスナーやポケットは確実に閉めておいてください。
- ・尾行者の存在を確認する手段として、不意に立ち止まる、歩く速度を変える、突然方向を変えるなどが有効です。

イ 窃盗、強盗

- ・短距離の移動でも車を利用する。ポートモレスビー市内では、歩行移動は原則やめるべきです。なお、事情によりやむを得ず歩行移動を行う場合でも、出来る限り多数で移動しないと危険です（こちらが2～3人でも、これを上回る人数で襲撃してくるので5～6人以上が望ましい）。
- ・駐車中はもちろん、車を走行中でもドアは必ずロックしてください。
- ・車の乗り降りの際には、周囲に不審な者がいないか状況を確認してください。
- ・待ち伏せされていることがあるので、ゲート出入時（帰宅時、特に夜間）は周囲の状況を確認してください。
- ・路上に障害物（丸太、石、大量のガラス片、蛇等動物の死骸など）を発見しても停車せず、通り抜けられる状況でない場合は、速やかに引き返してください。
- ・路上に人が倒れて助けを求めている場合でも、安易に停車しないでください。
- ・故障やパンクで走行が困難になったら、可能な限りホテルの駐車場等安全な場所まで移動した上で、応援者を呼ぶようにしてください。
- ・多額の金品を他人に見せないでください（親切心からチップを払うと誤解される）。
- ・華美な服装や肌の露出の多い服装を身につけないよう心がけてください。
- ・公共バス(PMV)やタクシーの利用は避け、ドライバー付きレンタカーを利用してください。

ウ 婦女暴行

性犯罪をはじめとする女性に対する犯罪（強姦等）は、当国の治安環境に深刻な影響を及ぼしています。女性の社会的地位が相対的に低いこともあり、男性側の加害者意識も低い状況にあります。被害は国籍を問わず発生しています。対策には十分すぎるほどの注意が必要です。

エ 車上ねらい

車両盗難事件が多発しています。住居のゲート前、車の乗降時、駐車場、ガソリンスタンド、人気の少ない路上等で多く発生しています。また、警備員の常駐するスーパーの駐車場でも車両のドアをこじ開け、貴重品や車両を盗む事例も発生しているので注意が必要です。

オ 夜間の行動

夜間は不要な外出を避け、やむを得ず外出する場合は、慎重に行動してください。

また、犯罪多発地域への外出は避けてください。

(3) 生活

ア 近隣者との付き合い方

独立家屋と集合アパート等では違いはありますが、両隣又は直上・直下階の住人にもどのような人が住んでいるかを確認しておく必要があります。挨拶程度でも十分ですが、緊急時は、お互いに助け合える関係を構築しておくことが重要です。

イ 使用人（ハウスマイド、ドライバー等）との関係

使用人を雇うにあたって重要なことは、友好的な関係を築くことです。特にハウスマイドは、住居内の間取り、鍵のタイプや警備上の弱点、または、貴重品の保管場所等をよく知っていますので、決して頭ごなしに怒鳴りつけることや合理的な理由なく解雇しないことです。また、ドライバーは雇い主の行動を全て把握しているので、同様の扱いが必要です。

当国では、使用人等を斡旋する業者は存在せず、全て個人との契約に基づいています。信頼できる知人・友人からの紹介による採用が一般的です。雇用にあたっては、本来契約書を交わす方法が良いのですが、読み書きが出来ない使用人もおり、多くは口頭での契約になります。この場合、後々のトラブルを防止するためにも、立会人の下での契約をお勧めします。

解雇する場合は、一方的に行くと報復される恐れもあることから、反感を持たれることのないよう十分に相手を納得させるよう心掛けてください。

ウ 郵便物

当国では郵便物の配送サービスは確立されていないため、郵便物を受け取る際は、私書箱を開設する必要があります。小包等の荷物は、検疫のため開封されることがあります。

エ 住居鍵

入居する住宅が決まり次第、管理会社や大家から受領した鍵が新たに交換された鍵かどうかを確認する必要があります。以前の住人が鍵を複製し、使用人等の第三者が所持している場合があるので、未交換であればシリンダー交換等を申し入れることをお勧めします。また、鍵を複製する場合は、業者による複製防止のため、自らが店舗へ出向いて作ってもらうことも必要です。

オ 長期旅行

休暇等で長期間自宅を留守にする場合は、会社の同僚など信頼できる人に緊急連絡先等を伝えておくといでしょう。警備員の巡回や警報装置の設置がない限り、異常の発見は困難となるので、貴重品は残さず不用意に長期の留守であることを周囲に漏らさないことが必要です。

4. 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

ここ数年の車両台数の増加とともに、運転技量未熟者や、交通ルールを守らないドラ

イバーによる交通事故が発生しています。また、整備が不十分な車両も多く走行しているため、運転には十分な注意を要します。

幹線道路をはじめ、道路の整備事業は行われていますが、未だ十分に進んでいません。特に、雨期には道路が水没、または地滑りにより陥没することがあるため、注意が必要です。また、未知の道路に入ったと思ったらすぐに元の道に引き返しましょう。

(2) 事故対策

- ・車両整備を怠らないでください。
- ・速度制限を遵守してください。
- ・運転者及び同乗者は、シートベルトを必ず着用してください。
- ・スモーク・フィルムに関する規制がないため、多くの車が運転席にも装着しているので、特に夜間・雨天時などの視認が困難な状況での運転に気をつけてください。
- ・「大丈夫だろう」といった自己判断による運転はしないでください。

5. テロ・誘拐対策

(1) 目立たない

標的とされないように心掛けることが最重要ポイントです。服装や行動が目立たないように注意を払ってください。

(2) 強い警戒心

強い警戒心を持ち周囲に注意を払うことで、犯人が犯行を断念することもあります。相手に付け入る隙を与えないようにしてください。

(3) 行動を予知されない

犯行を成功させるためには、犯人側も事前に綿密な調査を行うものです。出勤・帰宅時刻、経路、場所等、パターン化した行動は犯人側が計画を立てやすいため、時間を変更したり、同じ場所に行く場合でも複数の経路を使ったりするなど工夫を凝らした行動を心掛けるとともに、行動予定を不必要な人に知らせないようにしてください。

6. 緊急連絡先

別紙第2のとおり。

Ⅲ. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 在留届の提出

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが義務付けられています。外務省ホームページ（ORRネット）から提出する方法、若しくは当館に直接来館し提出する方法のどちらかご都合の良い方法により提出してください。

なお、海外への渡航期間が3か月未満の日本人の方は、「たびレジ」に登録することをお勧めします。

(2) 連絡体制の整備

緊急事態が発生した際、当館との連絡が取れるように、住居、電話番号等を変更した場合は、速やかに当館へ連絡してください。

(3) 退避場所

退避場所は別紙第3のとおりです。状況に応じて変更する場合がありますので、連絡体制を整備し、腹案を持っておいてください。

(4) 携行品及び非常用物資の準備

緊急事態が発生した際、水や食料品を含む日常生活用品の入手が非常に困難になります。予め、2週間分を目安に蓄えておくことをお勧めします。

なお、携行品は必要最低限にとどめるようお願いします。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的な心構え

緊急事態が発生した場合には、当館は邦人保護に万全を期すべく、情報収集、情勢判断を行い、今後の対策を講じるために直ちに対策本部を設けます。同時に、在留邦人の安否確認を行い、情勢判断及び対策などについての情報を随時提供します。皆様は、流言飛語に惑わされたり群集心理に巻き込まれたりしないよう、冷静に行動してください。

(2) 情報の把握

当館は、関係当局機関から情報を収集し、在留邦人の方々に必要な情報を提供します。これらの伝達手段は、以下のとおりです。

- ・大使館からの電話連絡
- ・領事メールの配信

(3) 当館への通報及び行動要領

緊急事態の時こそ、大使館との連絡を密にしてください。特に、初動時の安否確認や情報提供などを皆様から積極的に連絡して頂くと、迅速な対応が可能となります。

次に行動要領ですが、付近が特に危険でなければ、特別な指示がない限り自宅又は職場で待機してください。しかし、必要と判断した場合は、以下の事項に注意して行動してください。

- ・避難経路を選択する。
- ・時機を失せず退避し、退避後は速やかに大使館へ連絡する。
- ・避難の際の手荷物は、必要最小限とする。

(4) 国外への退避

事態の悪化にともない、帰国又は第三国へ退避する場合、その旨を大使館にも通報してください。事前の連絡が困難であった場合は、退避後速やかに大使館又は退避先の在外日本公館、外務省本省へ通報してください。

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

別紙第4のとおり。

4. その他

地区別一時退避先（別紙第3のとおり）

IV. 結語

パプアニューギニアでは依然として失業者や生活困窮者が多く、これら困窮者や失業した若者グループによる金品強奪を目的とした犯罪が頻発しています。

これらの犯罪がエスカレートし、緊急事態が発生した際には、当大使館としても全力でその対応にあたりますが、何よりも各自が責任を持って自己の安全対策に万全を期するよう努力することが大切と考えます。

本手引きでは、一般防犯対策を含め、緊急事態発生時に在留邦人の方が迅速かつ的確に対応できるよう必要な諸点をまとめました。在留邦人の皆様が本手引きを参考に、安全で実り多きパプアニューギニア生活を送られることを願っています。